

自民党総務会とは いかなる会議体なのか

明治大学政治経済学部・西川伸一
nisikawa1116@gmail.com (●→@)
http://www.nishikawashin-ichi.net/



自民党本部



6階にある総務会室 (2016.2.29撮影)

★「総務会は、党の運営及び国会活動に関する重要事項を審議決定する」常設の意思決定機関 (党則38条)

はじめに

@自民党の意思決定

- ①党大会：年に1回「最高機関」
- ②「党大会に代わる両院議員総会」：「特に緊急を要する事項」→例) 総裁が任期途中で辞職した場合、後任総裁を選任
- ③両院議員総会：「特に重要な事項」
- ④総務会：「重要事項」

1 会議体としての基本事項

@会議室

- ①国会閉会中：自民党本部6階の総務会室 →細長い楕円テーブル
- ②国会開会中：院内の第十五控室 壁際にも椅子

@定例日時

原則として毎週火曜日と金曜日の11時から；所要時間は15分ほど。

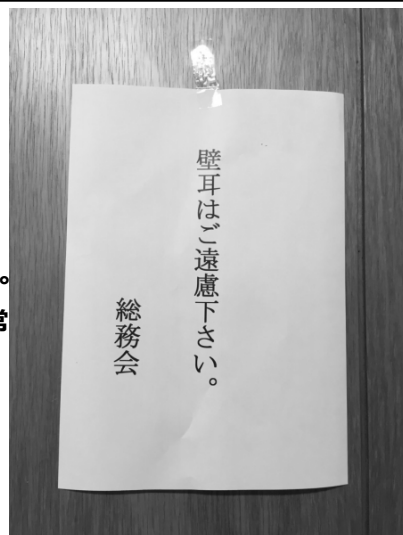
【午前】9時7分、官邸。8分、甘利明TPP担当相、TPP政府対策本部の佐々木豊成国内調整総括官、大江博首席交渉官代理。52分、自民党本部。53分、谷垣禎一自民党幹事長ら党役員呼び込み。10時32分、臨時総務会。45分、党役員と記念撮影。11時2分、党役員会。41分、官邸。46分、木村太郎首相補佐官。

首相動静
7日

どんなに延びても通常は正午には終わる。

どの議員も昼食付きの会議を抱えている。

★定足数はない。



(2016.2.29撮影)

第3次安倍内閣の改造に先だって開かれた臨時総務会
2015.10.8『朝日新聞』

④総務の定員

- ①総務会のメンバーを「総務」といい、その長を「総務会長」という。
- ②定員は25名、全員が自民党所属国会議員
- ③総務以外に、次のポストにある者も出席する。

副総裁・幹事長・政務調査会長・国会対策委員長・選挙対策委員長・組織運動本部長・広報本部長・参議院議員会長・参議院幹事長・参議院政策審議会議長・参議院国会対策委員長・青年局長・女性局長
 ★総裁も出席することがある。
 ★総務以外の出席者には議決権はない。



- ④陪席者が壁際の席に座る。

副幹事長の総務会担当
 国会対策副委員長の総務会担当
 総務会担当の事務局の職員（会議記録は残すが、正式の議事録はない。発言の萎縮の抑止のため）

二階俊博総務会長（左から2人目）；左は高村正彦副総裁、右は谷垣禎一幹事長、さらに右は稲田朋美政調会長

- ⑤自民党議員ならばだれでも傍聴できる。

朝日新聞 2016年5月18日 朝刊 38ページ 東京本社

「総務会は自民党議員ならば誰でも室内に入って会議を傍聴できるし、誰もが番外発言と称する意見を述べる事ができる」（堀内 2006：60）。

★ただし、傍聴および「番外発言」は総務会長に事前通告しておくことが慣例

2 総務の構成と任期

④総務の選出枠別構成

- 一 党所属の衆議院議員の公選による者 11名
- 二 党所属の参議院議員の公選による者 8名
- 三 総裁の指名による者 6名

党則39条

元衆議院議員の堀内光雄（ほりうち・みつお）さんが17日、間質性肺炎のため東京都内の病院で死去した。86歳だった。関係者が明らか

通商産業相や自民党総務会長などを務めた堀内光雄（ほりうち・みつお）さんが17日、間質性肺炎のため東京都内の病院で死去した。86歳だった。関係者が明らか

山梨全県区から初当選。89年に宇野内閣で労働相、97年に第2次橋本改造内閣で通産相に就任。2001、04年に党総務会長を務めたが、09年衆院選で落選したが、10年衆院選で落選した。当選10回。党内ではリベラル派とされる「宏池会」に所属。00年、当時の会長だった加藤紘一氏による「加藤の乱」で派閥が分裂した後、反加藤グループを率いて堀内派（現在の岸田派）を結成した。堀内昭子衆院議員は長男の妻。

堀内光雄さん死去 元通産相



通商産業相や自民党総務会長などを務めた堀内光雄（ほりうち・みつお）さんが17日、間質性肺炎のため東京都内の病院で死去した。86歳だった。関係者が明らか

▼4面||悼む声
 富士急行（本社・山梨県富士吉田市）の社長を経て、1976年衆院選で旧山梨全県区から初当選。89年に宇野内閣で労働相、97年に第2次橋本改造内閣で通産相に就任。2001、04年に党総務会長を務めたが、09年衆院選で落選したが、10年衆院選で落選した。当選10回。党内ではリベラル派とされる「宏池会」に所属。00年、当時の会長だった加藤紘一氏による「加藤の乱」で派閥が分裂した後、反加藤グループを率いて堀内派（現在の岸田派）を結成した。堀内昭子衆院議員は長男の妻。

「一」は衆院比例代表ブロックごとに置かれている11のブロック両院議員会が「公選」

「二」は参院執行部が「公選」 「三」は総裁、幹事長、総務会長が指名する議員を選考

選出枠	総務氏名	比例ブロック	当選回数	備考	
一	武部 新	北海道	2		
	鈴木俊一	東北	8	会長代理	
	丹羽雄哉	北関東	12		
	平沢勝栄	東京	7	副会長	
	横田義孝	南関東	6		
	山本 拓	北陸信越	7		
	島田佳和	東海	2		
	武村風英	近畿	2		
	逢沢一郎	中国	9		
	村上誠一郎	四国	10		
	野田 毅	九州	15		
	二	岡田 広		3b	初当選は2003年の補欠選挙
		片山さつき		1b	副会長；衆院で1回当選
		金子原二郎		1b	衆院で5回当選
		木村義雄		1a	衆院で7回当選
小坂憲次			1b	衆院で6回当選	
武見敬三			4a	副会長；3選（2012）は繰り上げ当選	
中川雅治			2b	会長代理	
山本一太			4a		
三	二階俊博		11	会長・衆院議員	
	今村雅弘		7	衆院議員・副会長	
	衛藤征士郎		11	衆院議員；参院で1回当選	
	金田勝年		3	衆院議員・副会長；参院で2回当選	
	望月義夫		7	衆院議員	
	山口俊一		9	衆院議員	

社会主義理論学会第71回研究会
@慶應義塾大学三田キャンパス・2016.6.26


@2016年1月13日時点での総務25名の選出枠別構成

総務就任者の特徴

- ① 当選回数豊富なベテラン議員が多い。
- ② 「二」には衆院からの鞍替え組が半数を占める。
- ③ 「三」は全員が衆院議員

副会長は9名以内（現状は7名）、さらに副会長から会長代理を指名することができる（現状は2名）。

野田毅衆院議員
(熊本2区・当選15回)



(注) 参院議員の当選回数あとの「a」は任期前期（改選が次々回通常選挙）、「b」は任期後期（改選が次回通常選挙）を指す。
(出典) 報告者作成。

5

役職名	2016.4.1 時点の員数
党	
総裁	1
副総裁	1
幹事長	1
幹事長代行	1
幹事長代理	2
選挙対策委員長	1
副幹事長	18
人事局長	1
経理局長	1
国際局長	1
情報調査局長	1
政調会長	1
政調会長代行	1
政調会長代理	6
政調副会長	8
部会長	13
組織運動本部長	1
団体総局長	1
広報本部長	1
国対委員長	1
財務委員長	1
党紀委員長	1
両院議員総会長	1
衆議院議員総会長	1
人事委員長	1
小計	67

社会主義理論学会第71回研究会@慶應義塾大学三田キャンパス・2016.6.26


@総務と兼職できないポスト

党、政府、および国会の以下の役職に就いている者は、慣例的に総務と兼職できない（166名）。

(理由) 仮に総務に就いたとしても総務会に物理的に出席できないか、あるいは「利益相反」になってしまう。

(参考) 総務の員数：1960年党大会以降30名→2001年党大会で31名に→2009年総選挙で119名しか当選せず→衆院議員に割り当てられている総務の員数を満たすことができず→2010年党大会で25名へ減員→2012年総選挙での大勝・政権復帰後も総務の員数増員を求める要求はなく、25名のまま現在に至る（党則37条）。

機関	役職	員数
政府	大臣	18
	副大臣	22
	大臣政務官	24
	小計	64
国会	衆) 常任委員長	13
	衆) 特別委員長	8
	参) 常任委員長	9
	参) 特別委員長	5
	小計	35
合計	合計	166



(注) 大臣の員数に首相は含まない。
(出典) 自民党および衆議院・参議院のHP。

社会主義理論学会第71回研究会@慶應義塾大学三田キャンパス・2016.6.26

@総務の任期

党則80条1項：役員の任期は、総裁については三年とし、その他はすべて一年とする。ただし、重任を妨げない。

党則80条5項：総裁が新たに選任された場合は、第一項の規定にかかわらず、役員の任期は、終了するものとする。

党則80条6項：総裁以外の役員については、その補欠の場合には、前任者の残任期間とし、新任の場合には、他の一般の役員の任期によるものとする。

党則81条：役員は、その任期が満了又は終了した後でもそれぞれの手続きを経て後任者が決定するまでは、引き続きその職に在るものとする。

直近5年の総務の任期

	着任	離任	任期	備考
I	2011年10月14日(金)	2012年9月26日(水)	349日	80条5項による任期終了
II	2012年10月16日(火)	2013年10月15日(火)	365日	任期満了
III	2013年10月15日(火)	2014年9月19日(金)	340日	2014年9月3日に内閣改造・党役員人事
IV	2014年9月19日(金)	2015年9月24日(木)	376日	80条5項による任期終了
V	2015年10月27日(火)			2015年10月7日に内閣改造・党役員人事

社会主義理論学会第71回研究会@慶應義塾大学三田キャンパス・2016.6.26

①党則80条1項で定められた1年の任期になることは、むしろ珍しい。

(理由) 新総裁選任 (I・IV)、内閣改造・党役員人事 (III・V) があつた場合、それに連動して総務の任期が終了する。

I：総裁選で安倍晋三が総裁に選出

IV：総裁選で無投票再選された安倍が両院議員総会で正式に総裁に決定

III：2014年9月3日に内閣改造・党役員人事があり、9月19日に新総務が決定

V：2015年10月7日に内閣改造・党役員人事があり、10月27日に新総務が決定

②1年の任期満了を待たずに任期が終了した場合、党則81条により総務会は開かれる。

総務不在の期間：

2012年9月27日から同年10月15日

2015年9月25日から同年10月26日

自民党の臨時総務会で結束を確認する安倍晋三総裁(右から2人目)と稲田朋美政調会長(右端)ら党執行部=10月7日、東京・永田町の党本部(斎藤良雄撮影)

(出典) 2015.10.13ウェブ版産経ニュース



社会主義理論学会第71回研究会@慶應義塾大学三田キャンパス・2016.6.26

@食い違う総務会長と総務の着任期日

党則40条5項：総務会長及び副会長は、総務会において互選する。

★実際には、総裁出席の臨時総務会で総裁より推薦がなされ、それが承認される。

例) 2014年9月3日(水) 午前の臨時総務会

野田聖子総務会長が安倍総裁に発言を求め、安倍が二階を野田に代わる総務会長に推薦する。

→「異議なし」で二階が新総務会長に就任、野田は退席

同日午後に内閣改造 →その後、総務と兼職できないポストを順次埋めていき、9月19日(金)に新総務が決まる。

直近5人の総務会長と その下での総務着任日	総務会長	着任日	離任日	総務着任日	備考
	小池百合子	2010.9.9	2011.9.30	2010.10.5	
	塩谷立	2011.9.30	2012.9.28	2011.10.14	
	細田博之	2012.9.28	2012.12.25	2012.10.16	2012.12.26 第2
	野田聖子	2012.12.25	2013.9.17	2013.1.10	次安倍内閣発足
	野田聖子	2013.9.17	2014.9.3	2013.10.15	留任
	二階俊博	2014.9.3	2015.10.7	2014.9.19	
	二階俊博	2015.10.7		2015.10.27	留任

9

社会主義理論学会第71回研究会@慶應義塾大学三田キャンパス・2016.6.26

3 総務会の機能

党則38条：総務会は、党の運営及び国会活動に関する重要事項を審議決定する。

@「党の運営に関する重要事項」 = 幹部人事

党四役：幹事長・総務会長・政調会長・選対委員長

「総務会の承認を受けて、総裁が決定する」(党則9条、46条、52条7項)

「執行部」：副総裁・幹事長・総務会長・政調会長・選対委員長・国会対策委員長・幹事長代行・組織運動本部長・広報本部長・総裁特別補佐

組織運動本部長と広報本部長は党四役と同じ選任手続きを経る(党則17条、21条)。

国対委員長と幹事長代行については、「総務会の承認を受けて、幹事長が決定する」

(同24条2項、10条)

★「総務会の承認」がなければ、
党の幹部人事は進まない

内閣	臨時総務会	組閣本部設置
第二次安倍内閣	2012.12.25 15時	2012.12.26 16時47分
第二次安倍改造内閣	2014.9.3 10時5分	同日 13時41分
第三次安倍内閣		2014.12.24 16時25分
第三次安倍改造内閣	2015.10.7 10時32分	同日 13時44分

(注) 第三次安倍内閣発足時には党役員人事が行われなかった。

@総務会が担う幹部人事を除く「党の運営に関する重要事項」

総務会での手続き方法	事項（根拠党則条文）
総務会の議を経るもの	党大会開催の決定(28条)、総合政策研究所長(49条2項)、顧問(69条)、参与(72条)、党友(74条)、賛助員(76条)の委嘱、党則79条機関の設置、表彰(91条)、賞罰(93条)、党費の額の決定(96条)、総裁選の施行期日の決定(8条)
総務会の議に付するもの	党紀処分不服者の再審査請求に相当の理由があると認めるか否か(党規律規約2条5項)
総務会に報告し、その決定を経るもの	政調会において決定した政策に関する事項(45条5項)

@「国会活動に関する重要事項」

政策の事前審査

党則42条2項：党が政策として採用する議案は、政務調査会の議を経なければならない

★政務調査会：13部会（ほぼ省庁ごと）→政調審議会

同45条1項：政務調査会に、政策案を審議決定するため、政調審議会を置く。



同45条5項：政調審議会において決定した政策に関する事項は、速やかに総務会に報告しその決定を経なければならない。

★総務会での説明のため、部会長が出席
→総務の評価がその後の「出世」にかかわるので「説明語句の一語一語を吟味」
(村川 1989：279)して臨む。



小泉進次郎・農林部会長（当3）

(出典) 村川一郎(1997)「自由民主党の政策決定過程の軌跡」中村睦男・前田英昭編『立法過程の研究』信山社、127頁。

日	金	日	水	日	火	日	月	期
与内	与内	与内	与内	与内	与内	与内	与内	間
国会	国会	国会	国会	国会	国会	国会	国会	開
部会	部会	部会	部会	部会	部会	部会	部会	8
役員会	役員会	役員会	役員会	役員会	役員会	役員会	役員会	9
参本議終了後、衆委員会	参本議終了後、衆委員会	参本議終了後、衆委員会	参本議終了後、衆委員会	参本議終了後、衆委員会	参本議終了後、衆委員会	参本議終了後、衆委員会	参本議終了後、衆委員会	10
閣議	閣議	閣議	閣議	閣議	閣議	閣議	閣議	11
参本議終了後、参委員会	参本議終了後、参委員会	参本議終了後、参委員会	参本議終了後、参委員会	参本議終了後、参委員会	参本議終了後、参委員会	参本議終了後、参委員会	参本議終了後、参委員会	12
参本議終了後、参委員会	参本議終了後、参委員会	参本議終了後、参委員会	参本議終了後、参委員会	参本議終了後、参委員会	参本議終了後、参委員会	参本議終了後、参委員会	参本議終了後、参委員会	13

政治日程（国会会期中）—自由民主党単独政権時代—

社会主義理論学会第71回研究会
@慶應義塾大学三田キャンパス・2016.6.26

例) 安保法制11法案

2015年5月11日(月) 関連部会です承
→12日(火) 10時からの政調審議会です承
→同日11時からの総務会で「審議決定」
★総務会の了承= 党議拘束
→5月14日(木) 臨時閣議で閣議決定
→翌日、国会提出 →7月16日衆院本会議採決

「党議にそむく行為」を回避するため、欠席届を出した村上誠一郎衆院議員(当10)「右ひざが前日から悪化」



←総務会による法案の「事前審査制」を確定させた赤城宗徳総務会長が大平正芳官房長官にあてた文書

総務会の法案審議について

官房長官 殿

法案審議について

一月三日の総務会に於て法案審議に關し左記の通り再確認致したので御了承を願ひ度い。

記

各法案提出の場合は閣議決定に先だつて総務会に御連絡を願ひ度い。

尚政府提出の各法案については総務会に於て修正することもあり得るにつき御了承を願ひ度い。

備考

各常任委員長、特別委員長、政調各部長には別紙の通り書類を発送したので御承知願ひ度い。

(別紙)

政調各部長、各常任委員長、各特別委員長 殿

法案審議について

一月三日の総務会に於て法案審議に關し左記の通り再確認致したので御了承願ひ度い。

記

各法案の審議は、総務会において最終的に決定することになつてゐるので、各常任委員会各特別委員会の段階において法案修正の場合は、改めて、その修正点について総務会の承認を受けられ度い。

自由民主党総務会長 赤城宗徳 (前三七・二・三三)

自由民主党総務会長 赤城宗徳 二月二三日

社会主義理論学会第71回研究会@慶應義塾大学三田キャンパス・2016.6.26

総務会の了承が閣議決定の前提

総務会です承されなかった場合：閣議へあげられず、政調審議会へ差し戻される。

「重要法案となると総務会の段階でもいろいろな意見が出てきて、政審に差し戻すもの、修正を加えて再提出させるものもある」(堀内 2006：57)。

★総務会が予算・法案の事前審査の最終関門

例) 大平政権による祝日法改正案：

6月第1土曜日を「家庭の日」として祝日にする

1980.4.9 「家庭基盤充実特別委員会」と内閣部会の合同会議で決定

→総務会は野党の強い反対を理由に、政審に差し戻す。

5.8 政審は同改正案を「政調会長預かり」とし、国会提出を事実上断念した。

4 総務会の議決方法

党則41条：総務会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

今国会提案 家庭の日6月第一土曜に 実施は来年から

家庭の日6月第一土曜に

1980.4.12 『毎日新聞』

社会主義理論学会第71回研究会@慶應義塾大学三田キャンパス・2016.6.26

@全会一致の「良識」

「自民党総務会は、多様な意見を持つ議員の意見を集約する場であり、政権を支える与党の最高意思決定機関であるから、異論が続出しても最後には全会一致の原則を守ってきた。これは、国民政党としての自民党が約四十年にわたって維持してきた良識であり、議院内閣制のわが国の政治が安定していた基盤である」（同：55）。

★1962年の赤城宗徳総務会長時代からの慣例

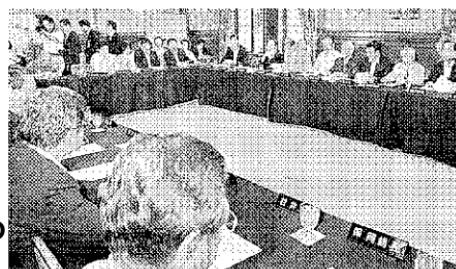
その意義 ①時間をかけても、努力して反対者をなくすこと
②党を割らないために最大限の努力をすること（同：58）

その議決 「異議なし」採決 →反対の総務は途中退席する。★従って、定足数は設定できない。

異例の挙手採決 2005.6.28（火）臨時総務会 →→→→→
郵政民営化関連法案の修正案で、久間章生
総務会長が強行

「挙手の数は数えておらず、採決に際し、賛成何名、反対何名とははっきり表明できなかった」（同：113）

10年ぶりの挙手採決 2015.5.12総務会：安保法制に反対の
村上総務が自説を訴えたあと途中退席し、挙手で「全会一致」



社会主義理論学会第71回研究会@慶應義塾大学三田キャンパス・2016.6.26

理由 二階総務会長「重要法案だ」（2015.5.13『毎日新聞』）

「賛成か反対かわからずその場にいたというのでは困る」（同日付『日経新聞』）

むすび～「和の方式」の維持装置

京極純一「決定に関する伝統的な制度において、成員全員に平等な参加資格があり（参加の政治）、また、全員が拒否権をもつ（全員一致）上に、票決を用いて、対立ないし多数派少数派分化を、成員の眼に見えるように、表示することは、できる限り、回避すべきこととされている」（京極1983：208）

★日本型意志決定＝「和の方式」

「〔票決によって〕集合体なり集団のなかに「シコリが残る」ことは避けがたい。したがって、「和」を尊重する人々は根回し（事前工作）による対決の回避に熱心となる」（同：210）

@引用・参照文献

京極純一（1983）『日本の政治』東大出版会。

堀内光雄（2006）『自民党は殺された！』WAC。

村川一郎（1989）『自民党の政策決定システム』教育社。

——（1997）「自由民主党の政策決定過程の軌跡」中村睦男・前田英昭編『立法過程の研究』信山社



きょうごく・じゅんいち
（1924-2016）